

徳島県こども計画の策定イメージ等について

徳島県こども計画の位置付け ①こども基本法（令和5年4月1日施行）

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

○国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検 討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり
こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

徳島県こども計画の位置付け ②こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

目 的

○こども基本法において、以下が規定されている。

- ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、**子供・若者育成支援推進大綱**及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

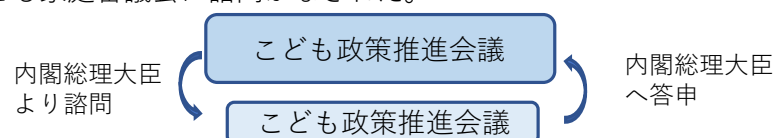
第1 はじめに

こども大綱が目指す「**こどもまんなか社会**」
全てのこども・若者が
身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

※こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、こどもまんなか実行計画（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。

徳島県こども計画の位置付け ③現行の6つの県計画

①第2期徳島はぐくみプラン【少子化・こどもの貧困】

「子どもたちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える徳島」を目指して、「未婚化・晩婚化」や「子育ての孤立化」等の今日的課題を踏まえ、これらに的確に対応した施策を展開することにより、少子化の流れに歯止めをかけ、持続可能な地域社会の実現を図る。

②とくしま青少年プラン2022【若者・健全育成】

青少年を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、全ての青少年が健やかに成長し、円滑な社会生活を営むことができる社会の実現を目指し、青少年の健全な育成に関する施策を推進する。

③第2期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画【保育・子育て】

待機児童の早期解消等の課題解決のために市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組みが円滑に実施されるよう必要な支援を行い、子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むことにより、「安心して子どもを産み育てる徳島」を実現する。

④徳島県子ども未来応援プラン【社会的養護】

H28改正児童福祉法に子どもが権利の主体であることが明記されたことを踏まえ、「子どもの声」をしっかりと聞き、子どもの権利を着実に守り、支援する体制を整えることで、児童虐待の未然防止につなげるとともに、家庭養育を推進することで「子どもの最善の利益」を実現する。

⑤徳島県ひとり親家庭等自立促進計画【ひとり親】

ひとり親家庭等が安定した生活を営めるよう相談・支援体制を強化するとともに、貧困など困難を抱える家庭に対し、地域で子どもや家庭を見守る環境整備を図ることで、ひとり親が自立し、子どもが夢と希望を持つことができる社会の実現を目指す。

⑥成育医療計画（こども関係）【母子保健・医療（こども）】

成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項である、成育過程にある者及び妊産婦に対する医療、成育過程にある者等に対する保健、教育及び普及啓発、その他必要となる事項を推進する。

こども大綱

こども施策と一体のもの

徳島県こども計画

徳島県こども計画 計画骨子（案）

I 策定の趣旨

国の「こども大綱」を踏まえ、こどもが将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせる社会とするため、こども施策関連の6つの計画※を統合し、こどもにもわかりやすい新たな計画を策定する。

※①第2期徳島はぐくみプラン、②とくしま青少年プラン2022、③第2期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画、④徳島こども未来応援プラン、⑤徳島県ひとり親家庭等自立促進計画、⑥成育医療計画（こども関係）

II 計画期間

2025（令和7）年度から2029（令和11）年度まで（5年間）

III 基本理念（案）

すべてのこどもが笑顔になれる
「こどもまんなかとくしま」の実現

IV 基本目標（案）

1 こどもの権利を大切にします ○こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等 ○こどもの意見表明・社会参画の促進 ○こどもの権利擁護、個性の尊重 等	2 こどもの健やかな育ちを支えます ○誰もが集い、互いに支え合う居場所づくり ○いじめ防止、不登校のこどもへの支援 ○障がい児・医療的ケア児等への支援 等	3 こどもの家庭生活を応援します ○こどもの貧困の解消に向けた対策 ○ヤングケアラーへの支援 ○高等教育等の修学支援 等
4 困難な環境にあるこどもを支援します ○児童虐待防止対策等の更なる強化 ○こども家庭支援体制の強化 ○社会的養護が必要なこどもへの支援等	5 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境をつくります ○結婚を希望する方への支援 ○妊娠・出産に関する教育・相談支援 ○妊娠前から幼児期までの切れ目のない支援等	6 子育て支援を充実します ○子育て家庭の負担の軽減 ○共働き・共育での推進 ○ひとり親への支援 等

「とくしま青少年プラン2022」と「徳島県こども計画」の統合イメージ

とくしま青少年プラン2022

基本目標

1 全ての青少年の健やかな育成

- ① 自己形成のための支援
- ② 青少年の交流・体験活動等の推進

2 困難を有する青少年やその家族への支援

- ① 相談機関の充実・強化
- ② 困難な状況に応じた支援
- ③ 貧困問題への対応

3 創造的な未来を切り拓く青少年の応援

- ① 社会の形成者としての意識の醸成
- ② キャリア教育の推進と就労等支援の充実
- ③ SDGs時代を生きる青少年の育成
- ④ 地域づくりで活躍する青少年の応援

4 青少年の成長のための社会環境の整備

- ① 家庭・地域の教育力の向上
- ② 子育て支援の充実と子どもの居場所づくり
- ③ 青少年を取り巻く有害環境等への対応
- ④ 青少年の安全・安心の確保と非行防止対策の推進

5 青少年の成長を支える担い手の養成・支援

- ① 多様な担い手の養成
- ② 青少年団体等の活動支援

徳島県こども計画

基本目標

1 こどもの権利を大切にします

2 こどもの健やかな育ちを支えます

3 こどもの家庭生活を応援します

4 困難な環境にあるこどもを支援します

5 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境をつくれます

6 子育て支援を充実します

未来に向かって挑戦し、成長・活躍できる「とくしま」の実現

すべてのこどもが笑顔になれる「とくしまみんながとくしま」の実現

V 施策体系（案）

すべてのこどもが笑顔になれる「つどもきんなかやくしま」の実現

基本目標	施策の方向	施策
1 こどもの権利を大切にします	(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等	① こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発 ② 人権教育、主権者教育の推進
	(2) こどもの意見表明・社会参画の促進	① こども・若者が意見を表明しやすい環境整備 ② 多様な意見のこども施策への反映
	(3) こどもの権利擁護、個性の尊重	① こどもの権利擁護の強化 ② 校則の見直し
2 こどもの健やかな育ちを支えます	(1) 誰もが集い、互いに支え合う居場所づくり	① こどもの居場所づくり、遊びや体験活動等の推進 ② こどもの安全・安心の確保
	(2) いじめ防止、不登校のこどもへの支援	① 不登校・いじめ等への対応と支援 ② 多様な相談体制等の充実・周知
	(3) 障がい児・医療的ケア児等への支援	① 障がいのあるこどもへの支援 ② 医療的ケア児に対する支援の充実
3 こどもの家庭生活を応援します	(1) こどもの貧困の解消に向けた対策	① 生活困窮世帯等への支援の充実 ② こども・若者の就労支援
	(2) ヤングケアラーへの支援	① ヤングケアラーの早期発見・実態把握 ② ヤングケアラー支援の体制強化・周知啓発
	(3) 高等教育等の修学支援	① 高等学校等の授業料の負担軽減 ② 高等教育の修学支援
4 困難な環境にあるこどもを支援します	(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化	① 代替養育を受けているこどものパーマネンシー保障 ② 児童相談所の強化、一時保護改革の推進
	(2) こども家庭支援体制の強化	① 市町村の相談支援体制の強化 ② 家事支援事業の促進
	(3) 社会的養護が必要なこどもへの支援	① 里親等の推進、施設の小規模化・地域分散化等の推進 ② 社会的養護自立支援の推進
5 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境をつくれます	(1) 結婚を希望する方への支援	① 男女の出逢いの機会づくり ② 市町村・企業等と連携した結婚支援
	(2) 妊娠・出産に関する教育・相談支援	① プレコンセプションケアの推進 ② 不妊症・不育症に関する支援の充実
	(3) 妊娠前から幼児期までの切れ目のない支援	① 妊産婦・乳幼児への支援の充実 ② 教育・保育の提供体制の確保
6 子育て支援を充実します	(1) 子育て家庭の負担の軽減	① 保育料・放課後児童クラブ利用料等の負担軽減 ② 子育て支援サービスの充実
	(2) 共働き・共育での推進	① 企業等と連携した子育てと仕事の両立支援 ② 男性の育児・家事への主体的な参画
	(3) ひとり親への支援	① 生活の安定を図る支援 ② ひとり親が働きやすい職場環境づくりの推進

Ⅵ 施策（例）

基本目標 1 こどもの権利を大切にします

● とくしま青少年プラン2022【若者・健全育成】

① 自己肯定感・自尊感情の育成【P26】

- ・ 道德教育によって児童生徒に道德的心情、判断力、実践意欲や態度などの道德性を育成し、規範意識の向上とともに自尊感情を高め、自他を大切にする心を育てます。

② 人権教育の推進【P26】

- ・ 児童生徒が自分や他人の命を大切にし、思いやりの心や規範意識を身に付け、成長できるよう、人権教育の充実を図ります。

③ 青少年の意見表明機会の確保【P34】

- ・ 県の各種審議会や協議会等における若者登用の人材リストの整備を行うとともに、委員の公募制の活用を図るなどにより、若者の政策・方針決定過程への参画を促進します。
- ・ オンラインを活用した青少年の意見を聞く仕組みづくりや、青少年が自らの意見を発表したり、異世代の人々との意見交換を行ったりする場づくりを行います。

● 徳島こども未来応援プラン【社会的養護】

① 措置時等におけるこどもへの十分な説明、こどもの意見の反映【P8】

- ・ 児童福祉法による措置や児童福祉事業の利用に当たっては、子どもに十分な説明を行うことの徹底を図る。特に、代替養育に関する措置等の際には、定期的に理由や見通しを含めてこどもに丁寧な説明をするとともに、意見表明できる年齢の子どもには十分な意見の聴取を行い、方針決定にできるだけ反映させるよう努める。

② こどもの権利擁護の強化【P41】

- ・ 一時保護児童全てに子どもの権利ノートを配布し、入所時に権利擁護についての説明を行うとともに、職員と子どもの適切な関わりの中で、子どもが適切に意見表明できるよう努める。

● こどもまんなか実行計画2024に盛り込まれた新たな項目

① こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発、こどもの権利条約に関する認知度の把握【P6】

- ・ こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることについて周知を図っていく。

② 校則の見直し【P68】

- ・ 生徒が主体となった校則の見直しなどの活動を通じて、主体的に自分たちの権利を考え、協働的な対話を通じて正しく判断できる児童生徒を育むとともに、社会規範の遵守や人権意識の醸成を図る。

③ 多様な意見のこども施策への反映【P90】

- ・ 様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等が、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をする。

VI 施策（例）

基本目標 2 こどもの健やかな育ちを支えます

● とくしま青少年プラン2022【若者・健全育成】

① 多様な活動機会の充実【P28】

- ・ 放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに学習やスポーツ、文化芸術活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動等を推進する。

② 不登校・いじめへの対応と支援【P30】

- ・ いじめ、不登校等、生徒指導上の諸課題の未然防止、早期発見、早期解消を図るため、臨床心理士等が子どもや保護者等への相談活動を行う。
- ・ 専門的な知識を有する医師、大学教授等による支援チームを設置し、学校だけでは解決困難な問題に対し、指導方法、対処方法を助言することにより問題の解決を図る。

③ 多様な相談窓口の充実・周知【P30】

- ・ 不登校やひきこもり、家庭環境の相談など教育に関する様々な相談窓口の充実を図る。

④ 子どもの居場所づくり【P42】

- ・ 放課後児童クラブの設置促進など昼間保護者がいない子どもに対する支援を充実し、地域における居場所づくりを推進する。
- ・ 地域住民が主体となり進めている「子ども食堂」や「ユニバーサルカフェ」等、既存の地域資源を活用し、地域で子ども達が安心して過ごすことができる居場所づくりを推進する。

⑤ 青少年の安全・安心の確保と非行防止対策の推進【P43、P44】

- ・ 青少年に対して薬物に対する正しい知識や薬物乱用の有害性・危険性の啓発に努め、薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進する。
- ・ 被害に遭わない、合理的な意思決定ができる「自立した消費者」の育成のため、積極的な情報発信や、人材バンクの活用を通して、成年年齢の引下げや、デジタル化の進展等、社会情勢の変化に対応した消費者教育を推進する。

● 成育医療計画（成育医療等基本方針）【母子保健・医療（こども）】

① 障がいのあるこどもへの支援【P18】

- ・ 障害のあるこどもができるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育などが受けられるよう支援するとともに、こどもの成長に必要な集団的な養育のため、保育所や幼稚園等における障害のあるこどもの受入体制の整備促進を図る。その際、障害のあるこどもと障害のないこどもが遊びや生活を通じて互いを理解し、共に成長し合うことができるよう努める。

② 医療的ケア児支援【P19】

- ・ 医療的ケア児等が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けることができるようにする等、関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図る。

● こどもまんなか実行計画2024に盛り込まれた新たな項目

① こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備【P40】

- ・ 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等を強化する。特に、SNSに起因する事犯の被害児童数が高い水準で推移していること等を踏まえた同法及び同基本計画によるフィルタリング利用率の向上の取組や、フィルタリングの促進だけでは防ぎきれない被害の存在、インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化の進展等を踏まえたペアレンタルコントロールによる対応を推進する。

VI 施策（例）

基本目標 3 こどもの家庭生活を応援します

● 第2期徳島はぐくみプラン（後期計画）【少子化・こどもの貧困】

① 生活困窮世帯等への就学支援の充実【P68】

- ・ 「徳島県奨学のための給付金事業」を実施し、高校生等が安心して教育を受けられるよう、修学に係る授業料以外の教育費を支援する。
- ・ 勉学に意欲を持ちながら、経済的に修学が困難な高等学校等に在学する者に対して奨学金を貸与し、教育の機会均等を図る。
- ・ 「高等教育の修学支援新制度」により、専門学校に通う生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図る。

② 生活困窮世帯等への学習支援の推進【P68】

- ・ 生活保護世帯をはじめ生活困窮世帯やひとり親世帯等の子どもを対象に学習支援を行い、学力や進学率の向上を図る。
- ・ ひとり親家庭の子どもに児童訪問援助員（ホームフレンド）を派遣し、悩みの相談や、簡単な学習指導、生活指導を行う。
- ・ 地域の人材を活用し、生活保護世帯をはじめ生活困窮世帯や、ひとり親世帯等の子どもが、放課後や土曜日、休日等における多様な学習や体験活動を行う豊かな教育環境づくりを推進する。

③ 子ども・若者の就労支援【P69】

- ・ ひとり親家庭の子どもの修学のために必要な資金や、就職するのに必要な知識技能を習得するために必要な資金を貸付けます。
- ・ 学校とハローワーク等の関係機関が連携し、就職に関する情報を積極的に提供するなど就労を支援する。
- ・ 若年無業者（ニート）等の就業を促進するため、「地域若者サポートステーション」において、専門家による個別相談等を実施するとともに、国の事業と連携した進路決定者向けのフォローアップなどを行うほか、ひきこもり支援機関やハローワーク等の各関係機関と連携することにより、ネットワークを活用した支援を行う。

● とくしま青少年プラン2022【若者・健全育成】

① 学習・教育支援【P34】

- ・ 高校生等が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料についての負担の軽減を図るとともに、授業料以外の教育に必要な経費を支援する。
- ・ 修学の機会確保のため、高等学校等への修学にかかる経費を支援する。

② ヤングケアラーへの支援【P31】

- ・ 潜在化しやすく、支援が届きにくい状況となっている「ヤングケアラー」について、福祉、介護、医療、教育等の関係機関は、さらなる連携強化による早期発見に努めるとともに、正確な実態の把握により、子どもの気持ちに寄り添った適切な支援に繋げる。
- ・ 社会全体に「ヤングケアラー」の正しい理解を促すため、周知・啓発に関する取組を推進する。

Ⅵ 施策（例）

基本目標 4 困難な環境にあるこどもを支援します

● 徳島こども未来応援プラン【社会的養護】

① 里親委託推進体制の構築【P21】

- ・ 里親支援を包括的に行い、里親委託を推進するため、県内全域のフォスタリング体制の構築を行う。

② 小規模化・地域分散化【P28】

- ・ 「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち、小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアを計画的に推進する。

③ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組【P31】

- ・ 退所者と入所する子どもの意見交換等の交流活動や、退所前の一定期間、自立に向けた訓練を行うなど、施設における自立支援の強化を図るとともに、自立援助ホーム、アフターケア事業との連携強化を促進する。

④ 児童相談所の体制強化【P35】

- ・ 政令に基づく児童福祉司等の配置基準を充足するとともに、スーパーバイザーによる指導の強化とともに、経験豊かな「中堅職員」の育成に努め、組織全体の体制強化を進める。

⑤ 一時保護所職員の専門性向上【P40】

- ・ 一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、職員の専門性の向上と意識の共有、関係機関との連携などを図るため、児童福祉司任用前・任用後研修への参加促進や県外講師招へいによる専門性向上研修の実施などの取組みを進めていきます。

● こどもまんなか実行計画2024に盛り込まれた新たな項目

① こども家庭センターの設置促進【P32】

- ・ 虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの整備を促進する。

② 一時保護施設的环境改善に向けた設備・運営基準の策定・個別ケアの推進【P32】

- ・ 令和4年改正児童福祉法に基づき、令和6年度から新たに一時保護施設の設備運営基準を策定し、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等を規定するとともに、一時保護施設における小規模ユニットケアを推進する。

③ こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進【P34】

- ・ 新たな認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組む。

VI 施策（例）

基本目標5 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境をつくります

● 第2期徳島はぐくみプラン（後期計画）【少子化・こどもの貧困】

① 男女の出逢いの機会づくり【P37】

- ・ 「マリッサとくしま」を拠点とした広報活動やマッチング、イベント等の開催により新たな出逢いや交流の場を創出する。

② 多様な人材による出逢い・結婚支援【P37】

- ・ 新たな出逢いをサポートする「阿波の縁結びサポーター」や、市町村、企業等との連携により、出逢い・結婚の支援の強化を図る。

③ 妊産婦・乳幼児への支援の充実【P40】

- ・ 妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置促進を図る。

④ 不妊治療対策の充実【P40】

- ・ 徳島大学病院に委託し、不妊・不育の治療方法等について、医師及び助産師による相談指導や情報提供を行う。

● 第2期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画【保育・子育て】

① 教育・保育の提供体制の確保【P8】

- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の量の見込み及び確保方策を踏まえ、計画的な受け皿整備を促進する等、市町村への支援を行う。

② 教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上【P27】

- ・ 多くの市町村では、保育人材は不足している状況であり、保育の人材確保及び質の向上を図るための取り組みや市町村への支援を行う。

● 成育医療計画（成育医療等基本方針）【母子保健・医療（こども）】

① 産前・産後の支援の充実・体制整備【P15】

- ・ 妊産婦が抱える妊娠・出産等や子育てに関する悩み等について、子育て経験者等のピアサポーターによる相談支援を行う産前・産後サポート事業を推進する。

② プレコンセプションケアの推進【P19】

- ・ 思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた性と健康の相談支援等を行う「性と健康の相談センター事業」の推進等により、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進する。

● こどもまんなか実行計画2024に盛り込まれた新たな項目

① 里帰り出産を行う妊産婦への支援及び医療と母子保健との連携の推進【P50】

- ・ 住所地と里帰り先の地方公共団体や医療機関との間の情報共有・連携を促すことで、里帰り妊産婦への切れ目のない支援の提供の推進を図る。

② 保育DXによる現場の負担軽減【P100】

- ・ 「保育業務のワンストップ実現に向けた基盤整備」と「保活ワンストップシステムの全国展開」により、保育士等の負担軽減による保育の質の確保や保護者の負担軽減による子育てと仕事の両立支援を進める。

Ⅵ 施策（例）

基本目標 6 子育て支援を充実します

● 第2期徳島はぐくみプラン（後期計画）【少子化・こどもの貧困】

① 子育て家庭の経済的負担の軽減【P41】

- ・ 保護者が負担する入園料及び保育料について負担軽減を図る。
- ・ 放課後児童クラブの利用料無料化又は軽減を支援し、保育所等から小学校への切れ目のない支援を推進する。

② 子育てしやすい環境づくりの推進【P46】

- ・ 仕事と子育て等の両立支援に積極的に取り組む企業等を「はぐくみ支援企業」として認証するとともに、周知啓発を行うことで、企業等における次世代育成の取組みを促進する。
- ・ ひとりで育児を抱え込まず、夫婦の協働（または保護者）を中心に、子育て支援サービスやツール、周りの人を頼りながら、楽しみを感じつつ行う育児（＝「チーム育児」）を子育て家庭のロールモデルとして普及啓発する。

③ 男性の育児・家事への主体的な参画【P50】

- ・ 男性の仕事と育児の両立を支援するため、「産前講座」などの男性の育児・家事への参画を高めるセミナーやワークショップを開催する。

● 第2期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画【保育・子育て】

① 地域子ども・子育て支援事業等の推進【P11】

- ・ 子ども及び全ての子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援サービスが提供できるよう、必要な支援を行う。

● 徳島県ひとり親家庭等自立促進計画【ひとり親】

① 子育て支援サービス機能の強化【P15】

- ・ ひとり親が子育てと仕事の両立ができるよう、市町村と連携し、延長・休日・夜間保育、病児・病後児保育や一時預かりが利用できるように支援する。

② 生活の安定を図る支援【P18】

- ・ ひとり親家庭へ医療費助成を行う市町村に補助金を交付することにより、ひとり親が入院した場合やその扶養する児童が入通院した場合における医療費の自己負担軽減を図る。
- ・ 保育所からの小学校への切れ目のない支援のため、放課後児童クラブの利用料無料化に取り組む市町村を支援する。

③ ひとり親が働きやすい職場づくりの推進【P9】

- ・ 企業におけるテレワークなどの柔軟な労働時間や勤務形態、急な休暇取得への対応等について、事業主や同僚の理解を促し、働きやすい職場環境の実現に向けた取組を推進する。

● こどもまんなか実行計画2024に盛り込まれた新たな項目

① 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する情報収集や情報発信【P18】

- ・ 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を着実に実施するとともに、ワークショップ等の啓発活動により、情報を発信する側の無意識の思い込みの解消と、性別役割分担にとらわれない働き方を推進する。

徳島県こども計画策定スケジュール（案）

時期	こども未来会議	部 会
R 6. 5 月 6 月	(20日) ○第 1 回 ・こども計画の構成 ・部会の設置	(下旬) ○第 1 回計画策定部会 I、II ・計画素案検討
7 月 9 月		(下旬) ○第 2 回計画策定部会 I、II ・計画素案の審議 ○第 1 回政策戦略部会 (上旬) ○第 2 回政策戦略部会 ・R 7 要求事業の検討
10 月	(中旬) ○第 2 回 ・計画素案の審議	
※（11月下旬）計画素案のパブリックコメント（子育て当事者等）		
R 7. 1 月	(中旬) ○第 3 回 ・計画答申案の審議 ↓ 知事への答申	
3 月	徳島県こども計画の策定	

こどもの意見①

こどもの意見②